

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保管した自転車の措置
根拠条例・規則名		さいたま市自転車放置防止条例
条 項		第 1 2 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課（車両対策事務所） （電話：048-829-1399）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>2 市長は、第 10 条第 4 項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から 30 日を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>3 前項の場合において、市長は、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等の廃棄等の処分をすることができる。</p> <p>4 第 1 項前段の規定による公示の日から起算して 6 月を経過してもなお第 10 条第 4 項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、自転車安全対策法第 6 条第 4 項の規定により市に帰属する。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 0 年 6 月 1 日最終改正
備 考		